事業主の方へ

令和４年から障害者雇用状況報告書の様式が変わります

障害者雇用状況報告書の様式に３つの項目が追加され、令和４年以降の障害者雇用状況報告から適用されます。報告義務のある従業員数43.5人以上の事業主の皆さまは特にご留意ください。

改正内容

（例）障害者雇用状況報告書（様式第６号）

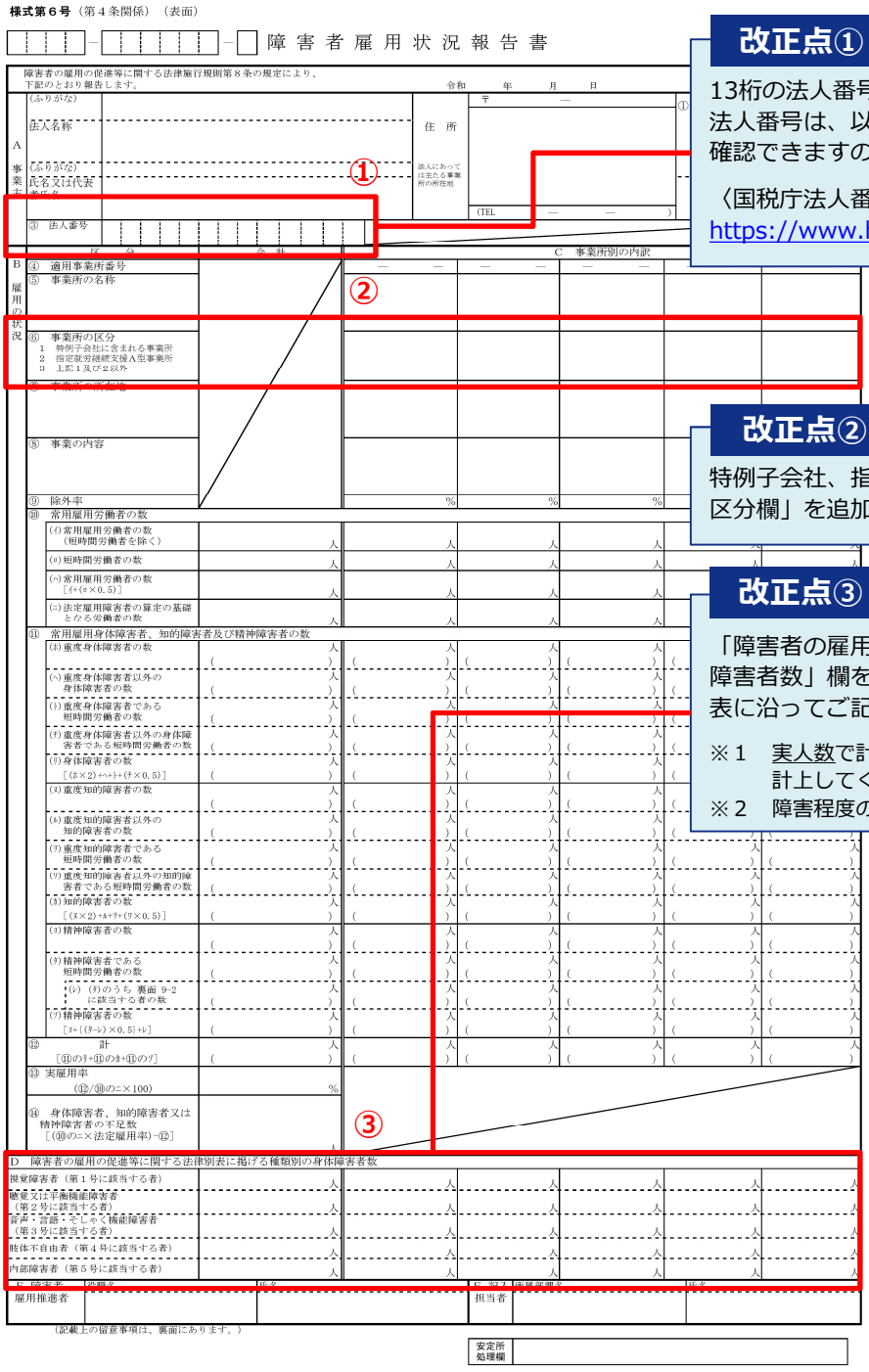
様式第６号（第４条関係）（表面）

－　－　障害者雇用状況報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第８条の規定により、
下記のとおり報告します。　　令和　年　月　日

A 事業主

（ふりがな）
法人名称　　住所　〒　－
（ふりがな）
氏名又は代表者氏名　　法人にあっては主たる事業所の所在地
（TEL　－　－　）
③ 法人番号

B 雇用の状況

④ 適用事業所番号　－　－　－　－　－　－
⑤ 事業所の名称　　C 事業所別の内訳
⑥ 事業所の区分
1 特例子会社に含まれる事業所
2 指定就労継続支援Ａ型事業所
3 上記１及び２以外
⑦ 事業所の所在地
⑧ 事業の内容
⑨ 除外率　%　%　%
⑩ 常用雇用労働者の数
(イ) 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）　人
(ロ) 短時間労働者の数　人
(ハ) 常用雇用労働者の数［イ+(ロ×0.5)］　人
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数　人
⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数
(イ) 重度身体障害者の数　人（　）
(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数　人（　）
(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者の数　人（　）
(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数　人（　）
(ホ) 身体障害者の数［(イ×2)+(ロ+ハ+ニ)×0.5］　人（　）
(ヘ) 重度知的障害者の数　人（　）
(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者の数　人（　）
(チ) 重度知的障害者である短時間労働者の数　人（　）
(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数　人（　）
(ヌ) 知的障害者の数［(ヘ×2)+(ト+チ+リ)×0.5］　人（　）
(ル) 精神障害者の数　人（　）
(ヲ) 精神障害者である短時間労働者の数　人（　）
(ワ) (ヲ)のうち 裏面 9-2 に該当する者の数　人（　）
(カ) 精神障害者の数［ヨ+{(タ-レ)×0.5}+レ］　人（　）
⑫ 計［⑪のホ+⑪のヌ+⑪のカ］　人（　）
⑬ 実雇用率（⑫/⑩のニ×100）　%
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数［(⑩のニ×法定雇用率)-⑫］　人

D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数
視覚障害者（第１号に該当する者）　人
聴覚又は平衡機能障害者（第２号に該当する者）　人
音声・言語・そしゃく機能障害者（第３号に該当する者）　人
肢体不自由者（第４号に該当する者）　人
内部障害者（第５号に該当する者）　人

E 雇用推進者　所属　氏名
F 選任の有無　G 選任の有無　担当者　所属　氏名

（記載上の留意事項は、裏面にあります。）

安定所処理欄

改正点① 法人番号欄の追加

13桁の法人番号欄を追加します。
法人番号は、以下の国税庁法人番号公表サイトで確認できますので、確認の上ご記入ください。

〈国税庁法人番号公表サイト〉
https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

改正点② 事業所区分欄の追加

特例子会社、指定就労継続支援Ａ型事業所を区分する「事業所の区分欄」を追加します。

改正点③ 身体障害者種類別欄の追加

「障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」欄を追加しました。身体障害者について、以下の分類表に沿ってご記入ください。

※１　実人数で計上すること（複数の障害がある場合は主たる障害のみ計上してください）。
※２　障害程度の区別は不要です。

分類表

視覚障害者	視力障害、視野障害
聴覚または平衡機能障害者	聴覚機能障害、平衡機能障害
音声・言語・そしゃく機能障害者	
肢体不自由者	上肢不自由、下肢不自由、体幹機能障害、上肢機能障害、移動機能障害
内部障害者	心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害

ご注意ください

▶事業主は、各事業所ごとに労働者が障害者であることの確認書類（手帳等の写し）を保存する必要があります。
▶雇用する労働者が障害者であることを把握・確認する際は、プライバシーガイドラインに基づき確認する必要があります。
▶詳しくは、最寄りのハローワークまたは労働局までお問い合わせください。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　都道府県労働局・ハローワーク

LL030827障01